

伊勢崎市建設工事業者級別格付の審査における主観点数の見直しについて

伊勢崎市建設工事業者格付の審査における主観的事項の算定基準に基づき算出された主観点数について、平成25年4月1日付格付の見直しに際し、加点要素となる項目に係る申請を受け付けますので、対象となる項目があり、かつ加点見込みのある建設工事業者は必要な書類を提出してください。（注1）

なお、平成24年・25年度の入札参加申請時に、特別徴収実施確認兼誓約書（様式第3号）において、特別徴収の開始を誓約しながらも実施していない業者については、当該項目に係る点数を取り消しますのでご了承ください。

1. 加点項目対象

伊勢崎市建設工事業者格付の審査における主観的事項の算定基準第2の(3)特別徴収の実施状況（様式第3号）、(6)社会貢献の状況（様式4号）、(7)防災活動の状況（様式第5号）及び(8)安全対策の状況（様式第6号）。

※なお、社会貢献等の状況については、平成24年12月末日までの実績とします。
様式は、契約検査課ホームページ（平成24・25年度入札参加資格申請）からダウンロードしてください。

2. 受付期間・場所

平成25年1月4日～平成25年1月31日に契約検査課へ（注2）

（注1）既に当該項目において、上限の点数を得ている場合は、提出不要です。また、加点見込みがあっても、提出を強制するものではありません。

（注2）上記期間外の受付けについて、条件付一般競争入札の参加資格の必要項目として加味しますが、主観点数の加点は行いません。